

第1回

千葉市特別職報酬等審議会

資料

平成27年5月1日

千葉市

目 次

	ページ
I 特別職の報酬額等の改定について	1
II 公務員給与の動向について	4
1 国家公務員の給与制度の総合的見直しについて	4
2 本市職員の給与制度の総合的見直しについて	6
III 本市特別職の報酬等の改定に必要性について	7
1 従来の改定方法	7
2 改定の必要性	8

I 特別職の報酬額等の改定について

特別職（市長、副市長）の報酬等決定の方法

【地方自治法（抄）】

（給料、手当及び旅費）

第204条 普通地方公共団体は、普通地方公共団体の長及びその補助機関たる常勤の職員（中略）給料及び旅費を支給しなければならない。

2 普通地方公共団体は、条例で、前項の職員に対し、・地域手当、・通勤手当、・期末手当、・又は退職手当を支給することができる。

3 給料、手当及び旅費の額並びにその支給方法は、条例でこれを定めなければならない。

（給与等の支給制限）

第204条の2 普通地方公共団体は、いかなる給与その他の給付も法律又はこれに基づく条例に基づかずには、・・・前条第一項の職員に支給することができない。

【千葉市特別職報酬等審議会設置条例（抄）】

（諮問）

第3条 市長は、・・・市長若しくは副市長の給料の額に係る条例案を議会に提出しようとするときは、あらかじめ、・・・給料の額について審議会に諮問しなければならない。

特別職の報酬等について（抄）

（昭和39年5月28日自治給第208号 自治事務次官通知）

2 都道府県知事は、・・・報酬の額に関する条例を議会に提出しようとするときは、あらかじめ当該報酬の額について、審議会の意見を聞かなければならないものとする。

なお、知事、副知事及び出納長の給料の額についても同様の手続きにより措置することが適当であること。

（※本通知では、市についても都道府県の例にならい措置をこうずるものとされている。）

特別職の職員の給与について（抄）

（昭和43年10月17日 自治給第94号 行政局長通知）

3 三役・・・の給与につき、審議会に諮問を行なうに際しては、人口・財政規模等が類似している他の地方公共団体における特別職の職員の給与額、当該地方公共団体における特別職の職員に関するここ数年来の給与改定の経緯および一般職の職員の給与改定の状況等に関して、・・・（資料）を提出し、審議会において十分な審議が行われ、適正な給与額の答申がなされるよう配慮すること。

【特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例（抄）】

（給与の額）

第3条 給料及び報酬の額は、次の各号に定めるところによる。

- （1）市長等・・・については、別表第1（※1）に掲げる額。
- 2 前項に定めるもののほか、市の一般職の例により、市長等（※2）に対しては地域手当、通勤手当及び期末手当を支給する。（以下略）

※1 給料月額を規定。

※2 市長、副市長、常勤の監査委員、病院事業管理者、教育長をいう。

市長等に対して支給する手当については、国家公務員の特別職に支給されている手当に相当するものは、国との均衡上支給することが可能とされており（※）、本市においては、地域手当、通勤手当及び期末手当を支給しているところである。なお、地域手当は民間賃金の水準が高い地域に当該地域の民間賃金と均衡するように支給される手当であり、給料月額に所定の支給割合を乗じて得た額を支給することとなっている。本市の支給割合については一般職の職員と同じ11%（市内の国の官署に勤務する国家公務員と同じ。）となっている。

（※）昭和43年10月17日 自治給第94号 行政局長通知による。

現行の給料月額等

	給料月額	地域手当 (11%)	期末手当 (4.1か月)	計 (年間給与額)
市長	1,190千円 (952千円)	130.9千円 (104.8千円)	6,499千円 (3,249千円)	22,350千円 (15,931千円)
副市長	960千円 (864千円)	105.6千円 (95千円)	5,243千円 (3,670千円)	18,030千円 (15,178千円)

※（ ）内はカット後の額。

※期末手当の4.1月の内訳は6月期1.975月、12月期2.125月である。

カット率
H21.10～

市長：給料月額△20%、地域手当△20%、期末手当△50%
副市長：給料月額△10%、地域手当△10%、期末手当△30%

（参考）

地域手当を一般職に支給しているが特別職に支給していない政令指定都市（平成27年4月1日現在）

	一般職		市長・副市長	
	地域手当支給の有無	支給率（%）	地域手当支給の有無	支給率（%）
新潟市	○	1	×	-
静岡市	○	6	×	-
浜松市	○	3	×	-
大阪市	○	15	○（H27.12.18まで）	10
			×	-

※地域手当支給の有無の欄内における「○」は支給、「×」は不支給。

※新潟市の地域手当は平成30年4月1日までに3%へ段階的に引上げ予定。

※大阪市は市長の次期任期より地域手当を廃止する（条例改正済）。

(参考)

一般職の給与決定の方法

【地方公務員法（抄）】

(情勢適応の原則)

第14条 地方公共団体は、この法律に基いて定められた給与、・・・が社会一般の情勢に適応するように、随時、適当な措置を講じなければならない。

2 人事委員会は、随時、前項の規定により講ずべき措置について地方公共団体の議会及び長に勧告することができる。

(給与、勤務時間その他の勤務条件の根本基準)

第24条

3 職員の給与は、生計費並びに国及び他の地方公共団体の職員並びに民間事業の従事者の給与その他の事情を考慮して定められなければならない。

6 職員の給与、勤務時間その他の勤務条件は、条例で定める。

(給料表に関する報告及び勧告)

第26条 人事委員会は、毎年少なくとも1回、給料表が適当であるかどうかについて、地方公共団体の議会及び長に同時に報告するものとする。給与を決定する諸条件の変化により、給料表に定める給料額を増減することが適当であると認めるときは、あわせて適当な勧告をすることができる。

(参考) 平成26年度の給与改定

平成26年職員の給与に関する報告及び勧告の概要（平成26年10月3日勧告）

- ①民間給与との較差（0.39%）を解消するため、月例給のうち給料月額を引上げ
- ②期末・勤勉手当（ボーナス）の引上げ 0.15月分（3.95月分→4.10月分）
- ③初任給調整手当・通勤手当の引上げ



平成26年12月17日 千葉市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例案可決

平成26年12月22日 千葉市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例公布
(平成26年12月22日施行)

平成26年職員の給与に関する報告及び勧告の概要[2次勧告]（平成26年12月17日勧告）

- ①給料表の見直し（2%引下げを基本に、世代給与配分を見直し）
- ②地域手当の見直し（支給割合を10%から15%に引上げ）
- ③職務や勤務実績に応じた給与配分（単身赴任手当、管理職員特別勤務手当の拡充）。



平成27年 3月 5日 千葉市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例案可決

平成27年 3月 9日 千葉市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例公布
(平成27年4月1日施行)

II 公務員給与の動向について

1 国家公務員の給与制度の総合的見直し

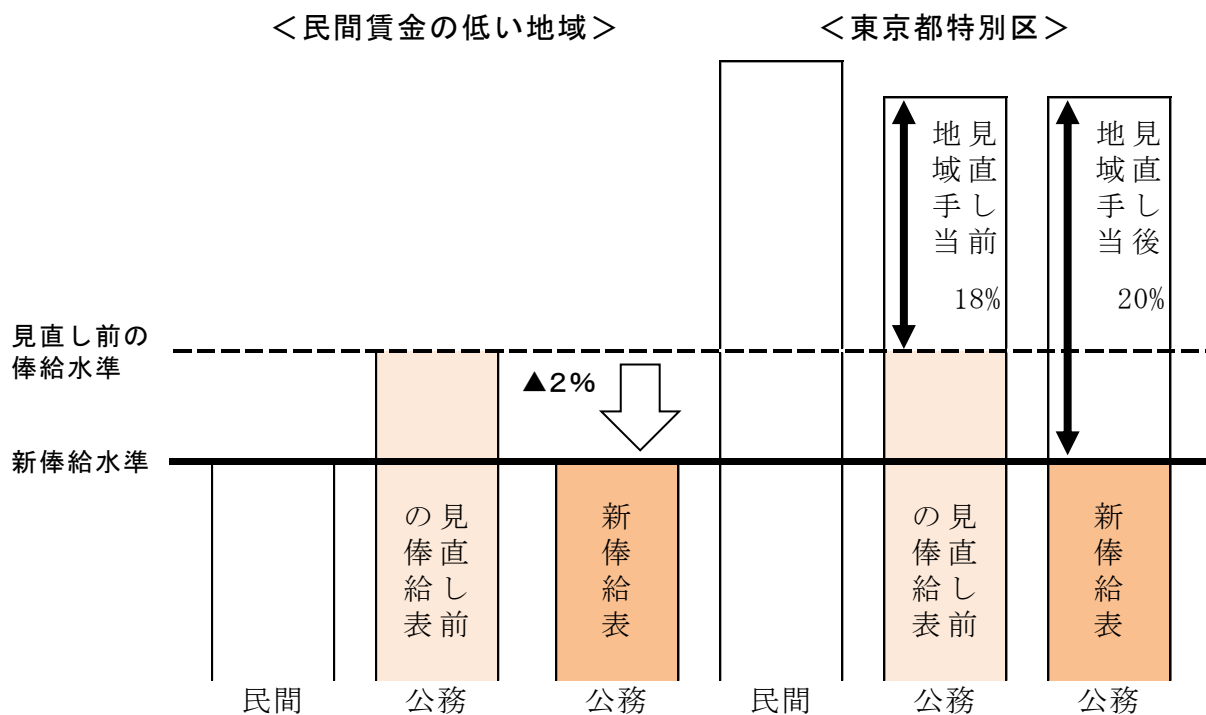
(1) 一般職の国家公務員の給与の動向

近年、特に民間賃金の低い地域を中心に、公務員給与が高いのではないか等の指摘が依然として見られること、国家公務員において職員構成の高年齢化が顕著となってきたとともに50歳台後半層の官民の給与差が生じていること、職務や勤務実績に応じた給与とすること等の課題が生じていたことから、それらの諸課題に対応するため、俸給表、諸手当の在り方を含めた給与制度の総合的見直しが行われた。（平成27年4月実施）

<給与制度の総合的見直しのポイント>

①地域間の給与配分の見直し

民間賃金の低い地域における官民の給与差を踏まえ、俸給表の水準を平均で2%引き下げる一方で、地域手当の支給割合を見直す。



●俸給表の見直し

民間賃金水準の低い12県を一つのグループとした場合の官民較差と全国の較差との率の差(2.18%)を踏まえ、俸給水準を平均2%引き下げ。

●地域手当の支給割合の見直し

俸給水準の引下げ(平均2%)に合わせ地域手当の支給割合見直し。

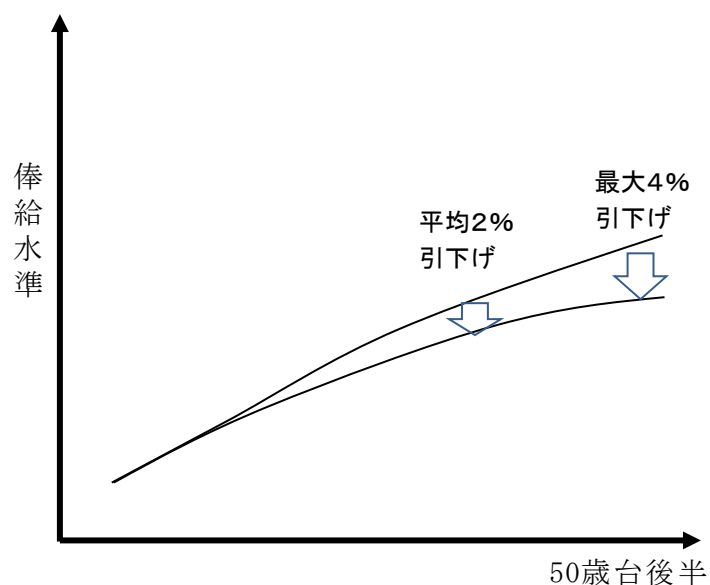
(見直し前) 0%[非支給地]～18%[特別区]

(見直し後) 0%[非支給地]～20%[特別区]

※支給割合の見直しが平成30年4月までに段階的に完成

②世代間の給与配分の見直し

俸給表の引下げに際し、公務員給与が民間給与を上回っている50歳台後半層の職員が、多く在職する号俸を最大4%引き下げる。



③職務や勤務実績に応じた見直し

転勤する職員の負担や円滑な人事運用の要請等や、災害への対処等やむを得ず平日深夜におよぶ長時間の勤務を行っている実態を踏まえ単身赴任手当や管理職員特別勤務手当などの諸手当の改善を図る。

(2) 特別職の国家公務員の給与の動向（俸給月額等）

内閣総理大臣等特別職の国家公務員の給与の改定については、これまでと同様、一般職の改定の趣旨に沿って行うこととし、給与制度の総合的見直しに伴い一般職の給料が引き下げられたことから、一般職の最も高位の給料表である指定職給料表（事務次官、警視総監、各省庁局長等に適用される給料表）と同程度の引下げ（△2.0%）を実施している。

Ⅲ 本市特別職の報酬等の改定の必要性について

1 従来の改定方法

①一般職の改定率の推移

②他の政令市の報酬等の額 を参考に改定

前回の改正（平成18年7月）

前回改定（平成8年度）から平成17年度までの累積は△0.29%であったが、国が実施した給与構造改革を受けて、本市においても平成18年4月より一般職の給料の水準を△4.70%引き下げており、改定率の累積が大きくなったことから報酬審議会に諮問することとした。審議の結果、平成18年4月時点では多くの政令指定都市が給与構造の改革そのものを見送っているが、一方で、国の特別職の俸給等が、一般職の給与構造の改革を参考として引き下げられていること、また、都道府県でも国と同様の傾向も見られることから、給与構造の改革分も含めた一般職の改定状況を参考としつつ額を決定した。

官職名	改正前	改正後(H18.7～)	改定率
市長	1,250千円	1,190千円	△4.98%
副市長（助役）	1,010千円	960千円	

※改定率は平成17年度までの累積改定率に給与構造改革の改定率を乗じたものであるため、加算した数値とは一致しない。

2 改定の必要性

(1) 前回改定後の一般職の給料改定率の推移

	改定率	累積
平成18年度	0.00%	0.00%
平成19年度	0.00%	0.00%
平成20年度	0.00%	0.00%
平成21年度	△0.45%	△0.450%
平成22年度	△0.19%	△0.639%
平成23年度	△0.13%	△0.768%
平成24年度	0.00%	△0.768%
平成25年度	0.00%	△0.768%
平成26年度	0.40%	△0.371%

※累積は各年度の改定率を乗じたものである。

給与制度の総合的見直し による改定率	△2.4%
-----------------------	-------

(2) 地域手当の段階的引上げ実施における給与月額

特別職の地域手当は、一般職の例によることとされているため、特別職の給料月額を据え置いた場合、地域手当を含む給与月額は増加していく。

○各年度における給与額の見込み

市長	給料月額(A)	地域手当(B)		給与月額(A)+(B)	H26比増減
H26年度	1,190,000	10%	119,000	1,309,000	-
H27年度	1,190,000	11%	130,900	1,320,900	11,900
H28年度	1,190,000	13%	154,700	1,344,700	35,700
H29年度	1,190,000	14%	166,600	1,356,600	47,600
H30年度 以降	1,190,000	15%	178,500	1,368,500	59,500

※平成28年度以降の地域手当の支給割合については見込みである

副市長	給料月額(A)	地域手当(B)		給与月額(A)+(B)	H26比増減
H26年度	960,000	10%	96,000	1,056,000	-
H27年度	960,000	11%	105,600	1,065,600	9,600
H28年度	960,000	13%	124,800	1,084,800	28,800
H29年度	960,000	14%	134,400	1,094,400	38,400
H30年度 以降	960,000	15%	144,000	1,104,000	48,000

※平成28年度以降の地域手当の支給割合については見込みである

(3) 政令指定都市の状況

政令指定都市では、給与制度の総合的見直しに伴い一般職の給料表の水準を引き下げた市は、本市、札幌市、新潟市、神戸市の4市のみであり、給与制度の総合的見直しを考慮して特別職の改定を行った都市はない。（新潟市は給与制度の総合的見直しを考慮して、特別職等報酬審議会を開催（平成27年1月）しているが、答申の結果が据置だったため改定を行っていない。）

【給与制度の総合的見直しを実施した団体の状況】

	一般職の給料月額 の引下げ状況	一般職の地域手当 の支給割合	特別職の地域手当の 支給の有無（支給割 合）	特別職報酬等審議会 の開催状況
千葉市	△2.4%	10%→15%	有（一般職と同様）	—
札幌市	△1.43%	3%（据置）	有（一般職と同様）	予定なし
新潟市	△2.0%	0%→3%	無	開催済み
神戸市	△2.0%	10%→12%	有（一般職と同様）	検討中

【政令指定都市の市長、副市長の給料月額（カット前）】

H27.4.1現在

	市長	副市長		市長	副市長
千葉市	⑮1,190千円	⑭960千円	名古屋市	①1,467千円	④1,100千円
札幌市	⑨1,280	⑧1,030	京都市	⑤1,390	④1,100
仙台市	⑥1,310	⑨1,020	大阪市	③1,420	②1,130
新潟市	⑱1,163	⑰939	堺市	⑮1,190	⑩990
さいたま	⑬1,243	⑬977	神戸市	④1,410	③1,110
川崎市	⑪1,250	⑩990	岡山市	⑳1,116	⑳920
横浜市	②1,428	①1,148	広島市	⑥1,310	⑥1,050
相模原市	⑲1,142	⑱935	北九州市	⑭1,230	⑫980
静岡市	⑪1,250	⑯940	福岡市	⑧1,300	⑦1,040
浜松市	⑩1,277	⑲928	熊本市	⑰1,186	⑮944

※○内は順位

(4) 県内主要市の改定状況

H27.4.1 現在

	一般職の給与制度 の総合的見直し実 施状況	特別職の改定の実 施状況	(参考) 市長、副市長の給料額	
			市 長	副市長
市 原 市	○	×	998	821
船 橋 市	○	×	1,076千円	818千円
市 川 市	×	×	1,016	837
松 戸 市	○	×	1,050	860
柏 市	○	×	955	785
習志野市	○	×	950 (665)	810 (648)
八千代市	○	×	980	804

※習志野市の()内の額は独自カット後の額。

※上記実施状況における「○」は実施、「×」は未実施。

※特別職に地域手当を支給していて、給与制度の総合的見直しにより地域手当の支給割合が上がっているのは市原市のみ。

(5) 給与制度の総合的見直しに伴う都道府県特別職の報酬等の改定状況

給与制度の総合的見直しに伴い給料水準の引き下げを行った都道府県は41団体あり、給与制度の総合的見直しを考慮して特別職の改定を行った都道府県は2団体となっている。

【地域手当が特別職の支給対象となっており特別職の給料等の改定を行っている団体】

	一般職の給料月 額の引下げ状況	一般職の地域手当 の支給割合	特別職の給料の改定 内容	特別職の地域手当の 支給の有無(支給割 合)
東京都	△1.70%	18%→20%	引き下げ(△1.70%)	有(一般職と同様)
愛知県	△2.00% △3.50%	6.7%→10.5%	引き下げ(△3.5%)	有(一般職と同様)

※愛知県の一般職の給料月額引下げ状況欄内の上段は一般職、下段は指定職の改定率。

(参考) 実施時期関連資料

【市議会の今後の開会時期(予定)】

- 平成27年第2回定例会(6月) → 平成27年7月1日施行
- 平成27年第3回定例会(9月) → 平成27年10月1日施行
- 平成27年第4回定例会(12月) → 平成28年1月1日施行
- 平成28年第1回定例会(3月) → 平成28年4月1日施行

※上記のほか第1回臨時会の開催が予定されている。(5月13日開催予定)

【特別職の任期】

	任 期
市 長	平成25年6月14日 ~ 平成29年6月13日
副 市 長	平成26年7月1日 ~ 平成30年6月30日
副 市 長	平成27年4月1日 ~ 平成31年3月31日